

令和 5 年度 石狩市浄配水場運転管理等業務委託の評価について

(委託業務の概要)

- ・業務内容 石狩市水道事業の浄配水場等の施設の運転管理、保守管理及び維持管理、水質管理、薬品・消耗品等の調達、軽微な修繕、その他付随する関連業務
浄水場 4 箇所、取水施設 4 箇所、配水場 5 箇所、配水池・ポンプ場 15 箇所
- ・業務期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の 5 ヶ年
- ・業務受託者 株式会社ウォーターエージェンシー

(評価実施の目的)

石狩市浄配水場運転管理等業務委託（以下「第三者委託」という。）の成果を確認し、これ
を評価して、水道利用者に公表することで、水道施設の運転・維持管理という市民生活にかか
せない業務の透明性を確保し、また、業務受託者を適切に評価することで、民間の創意工夫を
引き出す要因とし、意識向上へとつなげる。

(評価内容について)

業務の履行状況进行评估するため、平成 21 年に評価要領を作成。適宜改定を重ね、現在は令
和 4 年 5 月に改定(令和 3 年度業務より適用)したものを用い評価している。

評価については、

1. 『月間業務判定評価』 (50 点満点)
2. 『品質（業務内容）評価』 (40 点満点)
3. 『業務改善提案評価』 (10 点満点)

この 3 つの項目をそれぞれの評価基準から点数化し、合計して 100 点満点とした上で、あ
らかじめ作成した業務判定基準に照らし合わせ、4 段階評価を行って『総合評価』とする。

① 『月間業務判定評価』

月間の業務完了時に水道施設課長を含む監督員（計 3 名）が完了検査を行った上で、そ
の月における業務の各項目について評価判定を行う。（図－1 参照）

その判定評価結果を点数化し、1 年間分の平均を求めたものが、『月間業務判定評価』と
なり、50 点満点の点数によって評価する。

別紙 1-1

評価点	優	5
評価点	良	4
評価点	可	3
評価点	不可	0

月間業務の評価は、水道施設課長、担当主査、担当係員の3名で行い、評価結果の表示は、その3名をランダムに監督員A、B、Cに置き換える。

	4月						5月					
	監督員A		監督員B		監督員C		監督員A		監督員B		監督員C	
	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
1. 運転監視業務	優	5	良	4	優	5	優	5	優	5	良	4
2. 電気及び機械の保全業務	良	4	良	4	良	4	良	4	優	5	優	5
3. 巡回監視業務	優	5	優	5	良	4	優	5	優	5	良	4
4. 水質管理業務	良	4	優	5	良	4	優	5	良	4	良	4
5. 修繕・改修業務	優	5	優	5	良	4	良	4	良	4	良	4
6. 調達業務	良	4	優	5	優	5	良	4	良	4	良	4
7. 維持管理業務	優	5	優	5	優	5	優	5	優	5	優	5
8. 受配水量管理業務	良	4	優	5	優	5	良	4	優	5	良	4
9. 緊急時対応	優	5	良	4	優	5	良	4	良	4	優	5
10. その他業務	良	4	良	4	良	4	良	4	優	5	優	5
合計		45 (A)		46 (B)		45 (C)		44 (A)		46 (B)		44 (C)

品質（業務内容）の評価は、あらかじめ判定項目と配点を設定し、業務の達成状況、履行状況を判定し数値化する。（図－２参照）

判定項目は、57 項目あり、それぞれの点数を合計して 40 点満点換算したものを『品質（業務内容）評価』の評価とする。

図-2 品質（業務内容）評価

[illegible]

業務改善提案は、業務受託者が内容の改善を目的とした提案を提出した場合に、これを評価して点数化するもので、【業務改善提案評価基準】に基づき、10点満点で評価する。

なお、業務改善提案は、その内容を評価するもので、実際に採用されるかどうかは評価対象としない。(図－３参照)

図－３ 業務改善提案評価基準

【業務改善提案評価基準】

評価基準	点数
水道施設課において提案内容を検討した結果、その内容が大変すぐれており、採用した場合、かなりの成果が見込めると判断した（着眼点、改善手法、効果など）	４点
水道施設課において提案内容を検討した結果、その内容がすぐれており、採用した場合、成果が見込めると判断した（着眼点、改善手法、効果など）	２点
水道施設課において、提案内容を検討した結果、目立った成果が得られるか疑問であると判断した	１点
業務改善提案がなかった	０点

以下に示す提案があった場合は、それを評価し加算点を加える。

業務提案加算点	乙から甲へ業務内容の改善を目的とした提案が複数	点数
	提出されたときに、評価の点数に加算される点数	２点以内
	改善に向けたより具体的な提案(概算費用や実施方法)	点数
	が付加されたときに、評価の点数に加算される点数	２点以内
	内容の図示、効果の可視化など、提案書類により工夫	点数
	がなされたときに、評価の点数に加算される点数	２点以内

④ 『総合評価』

総合評価は、１から３までの各評価項目の点数の合計を求め、その合計点(100 点満点)を、表－１で示す評価判定基準に照らし合わせて評価する。

表－１ 年間業務評価判定基準

年間業務 評価点	年間評価 ランク	評価基準の内容
80点以上	AAA	業務評価の最高水準で、業務内容が非常に優秀であり、民間の技術力・企画力等が存分に活かされている。
80点未満 70点以上	AA	水道施設課が要求する水準を満たしており、民間の技術力・企画力が活かされた優秀な業務内容となっている。
70点未満 60点以上	A	水道施設課が要求する水準を満たしており、健全な水道施設管理や業務運営がなされている。
60点未満	B	水道施設課が要求する水準を満たしていないおそれがある。 業務内容について改善が必要と考えられる。

令和5年度 石狩市浄配水場運転管理等業務委託

運転管理業務 総合評価

	評価項目	得点（又は評価）
1.	『月間業務判定評価』（50点満点）	45
2.	『品質（業務内容）評価』（40点満点）	37
3.	『業務改善提案評価』（加算点10点満点）	5
合 計（100点満点）		87
4.	『総合評価』（ランク表示）	AAA
〔所 見〕 1. 石狩西部広域水道企業団と連携し、安定した用水（浄水）の供給を受け、配水場を適切に運転管理して安定した水道水供給を行った。当企業団の第2期創設事業に伴う諸作業等にも積極的に協力し、円滑な業務実施に寄与された。 2. 石狩市全域において、水道の水量、水質、水圧の要求水準を満たし、安定、安心の水道を実現していた。 3. 日頃からの点検・整備による施設や設備への理解と堅実な管理を実施し、天候等による異常や緊急時への危機管理意識等を十分にもつ姿勢がみられ、その対応についても適切に実施されており、高く評価している。 4. 市が実施している施設更新工事等において、施設運転方法の変更、臨時の機器操作等に適切に対応し、工事の進捗、完成に寄与された。 5. 厚田区、浜益区において、夜間水量の監視や漏水調査の補助業務により、漏水の早期発見と大きな漏水発生の防止に努め、かつ漏水事故の際は緊急対応など積極的かつ適切に市の職員との連携を図られた。 6. 冬季間における施設の維持管理（水源地におけるスノージャム対策、除排雪）を適切に実施していた。厚田取水施設の冬季運用について初年度の管理経験を踏まえた管理手法を提案し、安定した施設運用を実現された。 7. 施設の着水井、沈澱池、ろ過池、配水池等の清掃を適切に実施し、施設の清潔な管理に努められた。 8. 巡回経路や休止施設の点検時の危険箇所等を早期に解消し、安全確保に努められた。 9. 日頃より給水タンク車や給水袋等の緊急資機材の管理を行い、有事の際には直ちに対応できる体制を構築されている。 10. 地域の清掃活動への参加や施設点検時の自主的な清掃活動、市内イベント時の給水等対応を通じ、地域への貢献の姿勢を高く評価している。 11. 市との連絡、連携体制は良好であり、安定・安全・安心な水道という共通目標に向けて協働する姿勢を高く評価している。		

R5 評価結果表

令和4年5月に評価要領を改定（令和3年度評価より適用）

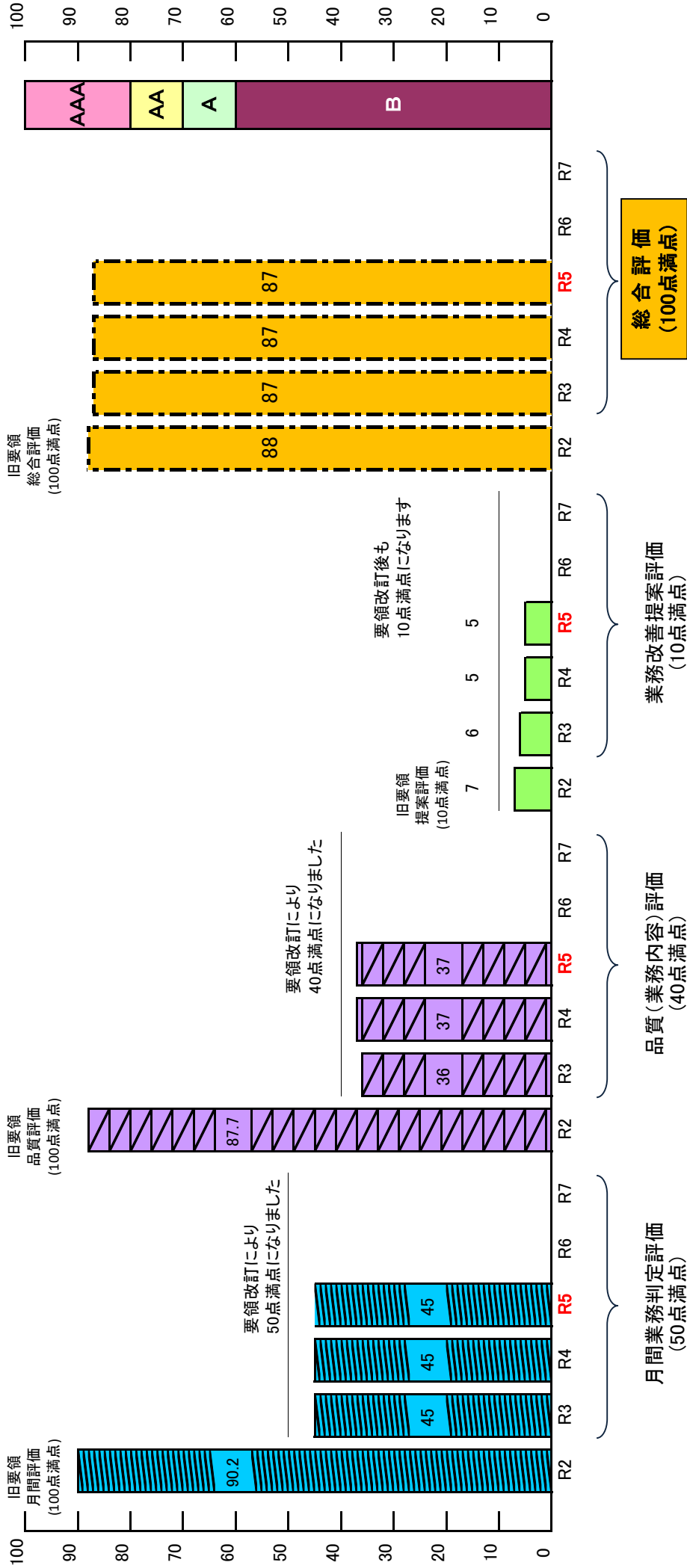
結果表の「R2」（令和2年度分）は、改定前の要領にて評価した値を参考として記載している。総合評価は改定前後ともに100点満点ですが内容は異なります。

受託者について

- ※平成23年～平成27年度まで委託業者（株）ジャパンウオーター
- ※平成28年～令和2年度まで委託業者（株）ウオーターエージェンシー
- ※令和3年度より委託業者（株）ウオーターエージェンシー

総合評価
ランク

評価点数
（点）



※「月間業務判定評価」、「品質（業務内容）評価」、「業務改善提案評価」の合計